二　前条第二項に規定する指定対象期間（次号及び第五号において「指定対象期間」という。）の初日の属する年度の前年度における都道府県等の第一号寄附金の募集に要した経費に関する書類
三　都道府県等が指定対象期間に行おうとする第一号寄附金の募集の取組の内容に関する書類
四　平成三十年十一月一日から申出書等を提出する日までの都道府県等における第一号寄附金の募集の取組の実施状況及びその結果に関する書類
五　都道府県等が指定対象期間に提供する返礼品等の内容に関する書類
六　前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な書類

3　総務大臣は、都道府県等の指定に関し支障がないと認める場合には、当該都道府県等について、前項各号に掲げる書類の一部又は全部を省略させることができる。

第二条の二第四項中「第四十七条の二第四項及び第五項」を「第四十七条の二第五項及び第六項」に改め、同条第八項中「第三十七条の二第三項又は第三百十四条の七第三項」を「第三十七条の二第十二項又は第三百十四条の七第十二項」に改める。

第七条の二の十中「平成二十四年二月一日」を「平成二十八年六月一日」に、「第三表」を「第七表」に改め、「細分類」の下に「、単独・本所・支所（三区分）」を、「表頭」の下に「「総数」のうち」を加え、「及び「六九四　不動産管理業」を「、「六九四　不動産管理業」、「七〇一一　総合リース業」及び「七〇二　産業用機械器具賃貸業」に改め、「技術サービス業」の欄の額」の下に「から「七二八　経営コンサルタント業、純粋持株会社」、「七三　広告業」、「七四六二　商業写真業」及び「七四九　その他の技術サービス業」の各欄の額を控除した額」を、「」の欄の額」の下に「から「八八二　産業廃棄物処理業」、「九〇一　機械修理業（電気機械器具を除く）」、「九二二　労働者派遣業」、「九二二一　ビルメンテナンス業」及び「九二九　他に分類されない事業サービス業」の各欄の額を控除した額」を加える。

第八条の十六及び第八条の十七中「第六十三条の四第一項」を「第六十三条の五第一項」に改める。

第九条中「道府県知事」の下に「又は地方税共同機構」を加える。

第十条の七の三第五項及び第六項中「第四十九条の十五第二項第五号」を「第四十九条の十五第二項第四号」に改め、同項第二号中「次項第二号」の下に「及び第五号」を加え、同条第七項中「第四十九条の十五第二項第六号」を「第四十九条の十五第二項第五号」に改め、同項第二号中「無料又は低額な費用で介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を利用させる事業に限る。）の用」を「の用」に改め、同条第八項中「第四十九条の十五第二項第八号」を「第四十九条の十五第二項第七号」に改め、同条第九項から第十五項までの規定中「第四十九条の十五第二項第九号」に改める。

第二十四条の二十二を次のように改める。

第二十四条の二十二　削除

第二十四条の三十九第一項第七号の次に次の三号を加える。

七の二　法第百二十二条第一項の規定による申告書の提出

七の三　法第百二十二条第二項の規定による報告書の提出

七の四　法第百五十二条第一項の規定による申告書又は報告書の提出

第二十四条の四十第一項第五号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　政令第二十四条の三第六項の規定による通知

第二十四条の四十第一項第四号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　法第三百二十一条の十四第六項の規定による通知

第二十四条の四十第一項第三号を同項第七号とし、同項第二号の次に次の四号を加える。

三　法第五十三条第四十二項及び第四十三項の規定による通知

四　法第五十八条第六項の規定による通知

五　法第六十三条第三項及び第四項の規定による通知

六　法第七十二条の四十八の二第八項及び第十二項の規定による通知

第三十一条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（機構が処理することとされている事務）」を付する。

第三十一条の二の次に次の一条を加える。

第三十一条の三　機構は、道路運送車両法施行規則第六十三条の規定に基づき国土交通大臣が電気通信回線を通じて道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十二条の納付の有無の事実の確認を行う場合であつて、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に登録されている情報を道府県知事がその使用に係る電子計算機に登録されている情報と照合させることとしているときは、道府県知事の使用に係る電子計算機の設置及び管理に関する事務を行うことができる。

第三十一条の五第一号中「第七百六十二条第一号イに掲げる通知をいう。次条第一号」の下に「及び第三十一条の六の二」を加える。

第三十一条の六の次に次の一条を加える。

（法第七百九十条の二の軽微な事象等）

第三十一条の六の二　法第七百九十条の二の総務省令で定める軽微な事象は、地方税関係申告等を行う者の使用に係る電子計算機の故障その他の当該事象による影響を受ける者が限られている事象とする。

2　法第七百九十条の二に規定する総務省令で定める事項は、同条の事象の状況及びそれに対する処置とする。

附則第二条の七の次に次の一条を加える。

（法附則第九条第二十二項の取引）

第二条の八　法附則第九条第二十二項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

附則第三条の二の十第三号中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

附則第三条の二の二十を削る。

附則第三条の二の二十一中「の際に」を「をした」に改め、同条を附則第三条の二の二十二とする。

附則第三条の二の十九の見出し及び同条第一項中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第二十三項」に改め、同条第二項中「附則第七条第二十二項第一号」を「附則第七条第二十三項第一号」に改め、同条を附則第三条の二の二十とし、同条の次に次の一条を加える。

（法附則第十一条第十七項の特定公益的施設等）

第三条の二の二十一　法附則第十一条第十七項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）第八条第一項第七号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。

附則第三条の二の十八第二項中「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条を附則第三条の二の十九とする。

附則第三条の二の十七（見出しを含む。）中「附則第七条第二十項」を「附則第七条第二十一項」に改め、同条を附則第三条の二の十八とする。